

電波監理審議会（第954回）議事要旨

1 日 時

平成22年6月9日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について （22.4.14諮問第17号）

港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第474回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （22.4.14諮問第18号）

公共ブロードバンド移動通信システムの導入に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第475回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局の包括免許について

（諮問第24号）

KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に対する特定無線局の包括免許につい

て、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から申請のあったCDMA 2000 1xEV-DO方式において最大3チャンネルまで同時に通信することが可能となる3.5世代移動通信システムの高度化システムに対応した陸上移動局の包括免許についてである。

申請内容について、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(4) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

兵庫県三木市の地上デジタル放送の中継局に係る放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

放送局の親局及び空中線電力が3Wを超える大規模な中継局の使用する周波数については、放送用周波数使用計画で規定しているが、平成23年7月24日の地上デジタルテレビジョン放送の完全移行に向けた整備に伴い、今般、兵庫県におけるデジタル中継局に係る規定を変更するものである。

現在、兵庫県三木市及び近隣地域における近畿広域圏の民放及び日本放送協会のデジタル放送の視聴は、三木市に設置されているデジタル中継局からの放送波の受信により行われており、県域放送の民放の視聴は、摩耶山に設置されている放送局等からの放送波を受信する必要がある。

しかし、摩耶山に設置した放送局から放送波を送信したところ、兵庫県三木市及び近隣地域においては、地理的な影響等により十分な強度の電波が届かないことによる難視が判明したため、新たに県域放送の民放のデジタル中継局を三木市に新設することとするため、規定の整備を行う。

(5) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について (諮問第26号)

日本放送協会の放送に係る絶対難視地区等において受信設備の整備を支援する業務の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現在、地上アナログテレビ放送が難視聴となっており、平成23年7月25日の完全デジタ

ル化以降も地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区である絶対難視地区において、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯に対し、チューナーの貸与や受信設備の整備に必要な経費の助成を行う日本放送協会（NHK）の業務等について、認可することとしたいとするものである。

NHKは、放送法第9条第5項においてテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置しなければならないため、アナログテレビジョン放送に関しても全国において受信環境の整備を進めてきているところであるが、現在においても山間地等の自然の地形によりテレビジョン放送の視聴が困難な世帯が残っている状況であり、このような世帯に対しては、衛星第2テレビジョン放送を難視聴解消のための放送と位置付け、当該放送の視聴による対策を実施してきた。

一方で、地上テレビジョン放送と同じく平成23年年7月23日に予定されているBS放送の完全デジタル化に伴い、難視聴解消のための放送は、衛星第2テレビジョン放送から地デジ難視対策衛星放送により実施することとなる。地デジ難視対策衛星放送は、平成22年3月から5年間の予定で、NHK及び在京キー局の地上デジタル放送を受信した番組を衛星放送を通じてアナログ放送と同等の標準画質で再送信するものであり、スクランブルをかけることにより、難視聴地区の世帯でのみ視聴できるものとなっているが、現在、BSアナログ放送により地上テレビジョン放送の番組を視聴している世帯では、BSデジタル放送を受信できるチューナー等を用意しなければ地デジ難視対策衛星放送を視聴することができなくなってしまうこととなる。

そのため、NHKにおいて、絶対難視地区への支援として、BS放送を受信するためのアンテナを既に所有している世帯であって、アナログ放送の受信機しか保有されていない世帯に対しては、デジタル受信機の整備が必要となることから、デジタル受信機を貸与し、現在、BS放送を受信できない又はしていない世帯に対しては、国による支援制度に加え、パラボラアンテナ、チューナー等の整備に係る経費の4分の1を助成するものである。

併せて、沖縄県の南北大東地区においては、現在、自治体と住民の負担により、地上アナログ放送により視聴しているところであるが、地上デジタル放送への移行にあたり、一時的に地デジ難視対策衛星放送により全世界帯で地上デジタル放送を視聴することとするため、自治体において全ての世帯に対しデジタルチューナー等の整備することを計画しているところである。このことを受け、NHKは、絶対難視地区と同様に支援を行うこととし、自治体に対し整備に係る経費の2分の1を助成するものである。

NHKからの申請に関し、放送法等に基づき審査した結果、適当と認められることから、認可することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 南北大東地区に対する経費の助成は、自治体に対し、整備に係る経費の2分の1とのことであるが、住民が負担するものはあるのか、との質問に対し、自治体において全世帯に対し無償でチューナー等を配布することとしており、自治体における負担総額の2分の1をNHKが支援することとなるため、この場合における住民による負担はない、との回答があった。
- ・ 絶対難視地区の世帯に対する経費助成は、4分の1とのことであるが、その額は対象となる世帯との同意に基づくものなのか、との質問に対し、対象となる世帯は散在しており、同意交渉等は行っていないが、現在のアナログテレビジョン放送の難視聴に関しても、従来の国が出資する基金の助成制度による4分の1の助成とともに自治体からの4分の1の助成が行われており、各世帯においても2分の1は自己負担していることから、本件の業務では、国からの支援制度による4分の1の助成に加え、NHKが4分の1の助成を行うため、各世帯の負担は従来と変わらないものである、との回答があった。

(6) その他

放送法関係審査基準の一部改正及び2017.5MHz以上22.2MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)